

減免基準（条例・規則・要項等）

○高岡市スポーツ健康センター条例施行規則

第 7 条第 2 項

利用料金の減免の範囲及び割合は、別表のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めて高岡市教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

(別表)

利用区分	減免率
市又は教育委員会が主催する場合	100%
市又は教育委員会が共催する場合	50%
市又は教育委員会が後援する場合	30%